

別添 保護命令の手続

第1 概要

保護命令の制度とは、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者の同居の子への接近等の禁止及び電話等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止（以下①から④までを「接近禁止命令等」という。）又は⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えるとされている制度である（法第4章及び第6章）。また、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「特定関係者」という。）から暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象とされている（法第5章の2）。

第2 保護命令の種類

1 被害者への接近禁止命令（法第10条第1項、第28条の2）

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（5の退去等命令の対象となる被害者と配偶者又は特定関係者が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

なお、被害者への接近禁止命令の期間は、命令の申立ての理由となった状況が鎮まるまでの期間として、法制定時は6か月間とされていたが、令和5年改正により、1年間に延長された。また、これに伴い、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居する未成年の子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令並びに親族等への接近禁止命令の期間も延長された。

2 被害者への電話等禁止命令（法第10条第2項、第28条の2）

（1）被害者への電話等禁止命令の内容

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

なお、「連続して」とは、短時間や短期間に何度もという意味であり、具体的には、連絡手段やそれにより送信した回数・間隔など個々の事案により判断されることとなる。また、「通信文等」において、「通信文その他の情報」としているのは、文章を送信する場合以外にも文章にな

っていないもの（記号等）を送信する場合を含む趣旨であり、「電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。」としているのは、白紙を送信する場合を含む趣旨である（以下同じ。）。

- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- ⑨ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下同じ。）（⑩の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- ⑩ その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成 19 年改正により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである。また、令和 5 年改正により、上記④、⑤、⑧、⑨、⑩の行為について、拡充が行われている。

（2）「電子メールの送信等」の内容（（1）④、⑤関係）

（1）④及び⑤の「電子メールの送信等」とは、次のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- ① 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

ここでいう「電子メール」とは、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端

末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号。）であって、

ア その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコル（SMTP）が用いられる通信方式を用いるもの

イ 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるもの

をいう（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成 21 年総務省令第 85 号））。

このうち、アには、パソコン・携帯電話端末による E メールのほか、ウェブメールサービスを利用するものが含まれ、イには、SMS（ショート・メッセージ・サービス。携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号を用いて送信できるサービス。）が含まれるものと解される。

また、「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信」としては、具体的には、いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能等を利用した電気通信が該当する。

- ② ①のほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

このうち、「内閣府令で定めるもの」として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則第 3 条において、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものとされている。

具体的には、被害者が開設しているブログ、ホームページ等への書き込みや、被害者の SNS のマイページにコメントを書き込む行為等のほか、被害者の SNS 等の投稿に「いいね」等の評価機能を用いて評価を付けることや被害者の SNS 等のアカウントに対してフォロー申請を送ること等が該当する。

（3）位置情報の無承諾取得（（1）⑨、⑩）に係る政令の内容

- ① 政令で定める装置及び政令で定める方法（（1）⑨関係）

「位置情報・・・を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるもの」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令（令和 5 年政令第 237 号。以下「施行令」という。）第 1 条において、地理空間情報活用推進基本法第 2 条第 4 項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいうとされている。

具体的には、GPS を用いて位置情報を記録・送信する機能を有するスマートフォン等、位置情報を記録する機能を有する装置、位置情報を送信する機能を有する装置が該当する。

また、「政令で定める方法」は、施行令第 2 条において、

ア 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

イ 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該

電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。)

ウ 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法(当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。)

とされている。

具体的には、アとしては、ディスプレイで地図上に位置情報を表示し、閲覧すること、イとしては、位置情報の電磁的記録が蔵置されたハードディスク、メモリーカード、USBメモリ等の記録媒体を取得することや当該位置情報の電磁的記録を他の記録媒体にコピーすること、ウとしては、GPSから送信された位置情報に関する電磁的記録を受信することや位置情報サービスを利用して位置情報を取得すること等が該当する。

② 政令で定める行為((1)⑩関係)

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為」は、施行令第3条において、

ア その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること

イ 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること

ウ その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第1条第1号に規定する歩行補助車(それぞれその所持する物に該当するものを除く。)に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること

とされている。

このうち、アとしては、被害者のバッグ等の持ち物の中に位置情報記録・送信装置を入れることが、イとしては、位置情報記録・送信装置の中に入れてたぬいぐるみやキーホルダー等を郵便や手渡し等により交付すること、ウとしては、将来的に被害者が移動のために利用されると認められ又は利用されている自動車等(アに該当するものを除く。)に位置情報記録・送信装置を取り付ける行為や自動車等の中に入れる行為等が該当する。

3 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令(法第10条第3項、第28条の2)

(1) 子への接近禁止命令

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居(配偶者又は特定関係者と共に生活の本拠としている住居を除く。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

具体的には、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくな

るなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成16年改正により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の同居の子への接近禁止命令が設けられたものである。

(2) 子への電話等禁止命令

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者と同居する成年に達しない子に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

- ① その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ② 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ③ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- ④ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信すること。
- ⑤ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑥ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（⑨の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- ⑨ その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

被害者について接近禁止命令等が出される状況にもかかわらず、被害者と同居する子に対して①～⑨の行為が行われた場合には、被害者が要求に応じて面会せざるを得なくなることや、子が恐怖を抱くこと等により子が配偶者の下に戻った場合に被害者自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなることがあり得ることから、子への接近禁止命令とあわせて被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、令和5年改正により、設けられたものである。

4 被害者の親族等への接近禁止命令（法第10条第4項、第28条の2）

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活において密

接な関係を有する者（被害者と同じ居している子及び配偶者又は特定関係者と同じ居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居（配偶者又は特定関係者と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行う場合等には、被害者がその行為を制止するために配偶者との面会を余儀なくされる状態に陥る可能性が高いと考えられる場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成 19 年改正により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の親族等への接近禁止命令が設けられたものである。その後、平成 25 年改正により、特定関係者にも拡大されている。

5 退去等命令（法第 10 条の 2、第 28 条の 2）

配偶者又は特定関係者に対し、命令が効力を生じた日から起算して 2 月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 22 号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6 月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

平成 16 年改正により退去の期間が 2 週間から 2 月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられた。また、令和 5 年改正により、生活の本拠としている住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合についての特則が設けられた。

第 3 保護命令の申立ての手続

1 申立人

(1) 保護命令の申立てをすることができる被害者

① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者

接近禁止命令等（法第 10 条第 1 項から第 4 項まで）の申立てをすることができる被害者は、配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者である（法第 10 条第 1 項、第 28 条の 2）。

② 退去等命令の申立てをすることができる被害者

退去等命令（法第 10 条の 2）の申立てをすることができる被害者は、配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命若しくは身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者である（法第 10 条の 2、第 28 条の 2）。

(2) 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第 1 条第 3 項）。

また、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあつては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険性が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する

暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であること等の理由から、平成 16 年改正及び平成 19 年改正により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされた（法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2）。

特定関係者からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動を受けた者については、配偶者からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる「囚われの身」の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいと考えられるものであること、被害者の保護のために加害者に対する退去等命令が必要とされる事案も想定されること、生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である「生活の本拠を共にする」ことは、外形的事情を踏まえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保されることなどが考慮され、平成 25 年改正により、拡大されたものである。なお、特定関係者から身体に対する暴力又は心身に有害な言動を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消した場合についても、法の対象となっている（法第 28 条の 2）。

なお、申立人が相手方と同性の場合について、保護命令を求める申立てが認容されたものがある（この点、令和 5 年改正法に対して、「保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること」との附帯決議がなされている。）。

- (3) 平成 16 年改正により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが（法第 1 条第 1 項）、保護命令の手の対象とは異なる。

被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「生命等に対する脅迫」という。）を受けた被害者については、身体に対する暴力を受けていなくても、その後配偶者からの身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、平成 19 年改正により、一定の要件を充たす場合には、生命・身体に危害が加えられることを防止するため、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を申し立てられるものとされた。

- (4) 配偶者からの暴力は、加害者が自己への従属を強いるために用いることが指摘されている。このような配偶者からの暴力の特殊性に鑑み、害悪を告知することにより畏怖させる行為について広く対象にする必要があることから、令和 5 年改正により、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲について、生命又は身体に加え、自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた被害者についても接近禁止命令等の申立ての対象とされた。

このうち、「自由」としては、身体・行動の自由、謝罪に関する意思の自由、職業選択の自由、性的自由などが対象となり得る。

また、告知される害悪の内容は、一般に人を畏怖させるに足りる程度のものであることが必要である。人を畏怖させるに足りる程度のものであるかどうかは、害悪の告知に至る経緯、加害者と被害者との関係、被害者の心理状況などの個別的事情をも考慮に入れることになると考えられる。

告知の方法は、言葉、態度・動作、暗示的方法や他人を介して間接的に通告する方法も含まれ得る。

2 管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(1) 接近禁止命令及び退去等命令の申立てに係る事件

- ① 相手方である「配偶者又は特定関係者」の住所の所在地（法第 11 条第 1 項、第 28 条の 2）。
- ② 日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地（法第 11 条第 1 項、第 28 条の 2）。
- ③ 申立人の住所又は居所の所在地（法第 11 条第 2 項第 1 号、同条第 3 項第 1 号、第 28 条の 2）。

(2) 接近禁止命令の申立てに係る事件

(1) のほか、配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫が行われた地（法第 11 条第 2 項第 2 号、第 28 条の 2）。

(3) 被害者への電話等禁止命令、子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令又は親族等への接近禁止命令の申立てに係る事件

接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第 10 条第 2 項から第 4 項まで、第 28 条の 2）。

(4) 退去等命令の申立てに係る事件

(1) のほか、配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命若しくは身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫が行われた地（法第 11 条第 3 項第 2 号、第 28 条の 2）。

3 保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

(1) 接近禁止命令等に共通の要件

申立人である被害者（配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。）が、配偶者又は特定関係者（配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合若しくは関係を解消した場合にあっては、当該配偶者であった者又は当該特定関係者であった者）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいこと（法第 10 条第 1 項）。

このうち、「心身に重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害をいう。また、精神への重大な危害としては、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害、不安障害、身体化障害（以下「うつ病等」という。）が考えられる。配偶者等から身体に対する暴力等を受けたことにより、これらのうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者等から更なる身体に対する暴力等を受けるおそれがある場合には、基本的に、社会的にも精神医学の見地からも、「重大な危害を受けるおそれ大きい」と評価し得るものと考えられる。このような場合には、配偶者等の側が「重大な危害を受けるおそれ大きい」とはいえないことについて、反証する必要が生じることになる。

また、迅速な裁判（法第 13 条）の観点から、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出て」

いるという事実を立証するため、申立て（下記4参照）の際に、うつ病等についての医師の診断書を添付することが必要である。なお、診断書の添付とは別に、身体に対する暴力等を受けたこと、配偶者からの暴力とうつ病等の因果関係、更なる身体に対する暴力等を受けるおそれ大きいこと等の接近禁止命令の要件について、主張・立証が必要となる。

(2) 被害者への電話等禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

裁判所が(1)の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第2項本文、第28条の2）。

(3) 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が(1)の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第3項本文、第28条の2）。

イ 被害者がその成年に達しない子（以下第3、第6及び第7において単に「子」という。）と同居していること（法第10条第3項本文、第28条の2）。

ウ 被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第10条第3項本文、第28条の2）。

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

エ 子が15歳以上であるときは、その同意があること（法第10条第3項ただし書、第28条の2）。

一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令を発することとされたものである。

(4) 被害者の親族等への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が(1)の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第4項本文、第28条の2）。

イ 被害者がその親族等被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は特定関係者と同居している者を除く。）に関して配偶者又は特定関係者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第10条第4項本文、第28条の2）。

なお、「親族」とは、被害者の民法第725条に規定する親族（6親等内の血族、3親等内の姻族等）であり、被害者の成年の子も含まれる。「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、被害者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、職場の上司、支援センターや民間シェルターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者等がこれに該当し得るものと考えられる。

また、上述の必要性の認定は、配偶者又は特定関係者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

ウ 親族等が被害者の15歳未満の子でないときは、申立てに当たり、その同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）があること（法第

10 条第 5 項、第 28 条の 2)。

この命令の申立てに当たっては、当該親族等の意思又はその法定代理人の意思を十分に尊重するために、その親族等又はその法定代理人の同意を要するものとされたものである。被害者の子については、被害者の同居の子への接近禁止命令との均衡上、15 歳以上の子についてはその子の同意が必要であるが、15 歳未満の場合はその法定代理人の同意を要しないこととされている。

(5) 退去等命令の要件

申立人である被害者（配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命若しくは身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」という。）を受けた者に限る。）が、配偶者又は特定関係者（配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合若しくは関係を解消した場合にあっては、当該配偶者であった者又は当該特定関係者であった者）からの更なる身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこと（法第 10 条第 1 項）。

このうち、「身体に重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害をいう。

4 申立ての方法等

保護命令の申立ては、書面（申立書）でしなければならないとされている。手続デジタル化法の施行後は、一律に電子情報処理組織による申立てができることとなる（手続デジタル化法施行後の第 21 条、民事訴訟法第 132 条の 10）。

保護命令の申立てにおける記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処するものとされている（法第 30 条）。

(1) 接近禁止命令等の申立ての方法

接近禁止命令等の申立てにおける記載すべき事項は、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（平成 13 年最高裁判所規則第 7 号）の定める形式的記載事項（同規則第 1 条）のほか、次のとおりである（法第 12 条第 1 項、第 28 条の 2）。

ア 身体に対する暴力等を受けた状況（身体に対する暴力等を受けた後に、元配偶者又は元特定関係者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該元配偶者又は元特定関係者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）。

イ アのほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情。

なお、「アのほか」としているのは、アの記載事項である身体に対する暴力等の内容や態様などの身体に対する暴力等を受けた状況についても、イの判断を基礎づける具体的な事情になるという趣旨である。

ウ 被害者の同居の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が同居している子に関して配偶者又は特定関係者（元配偶者又は元特定関係者を含む。）と面会することを余儀なくされることを防止するため子への接近禁止命令又は子への電話等禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情。

エ 被害者の親族等への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が親族等に関して配偶者又は特定関係者（元配偶者又は元特定関係者を含む。）と面会することを余儀なくされることを防止するため親族等への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情。

オ 支援センターの職員又は警察職員に対し、アからエまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

カ オにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

（ア）当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

（イ）相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

（ウ）相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

（エ）相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

（2）退去等命令の申立ての方法

退去等命令の申立てにおける記載すべき事項は、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の定める形式的記載事項のほか、次のとおりである（法第12条第2項、第28条の2）。

ア 配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命若しくは身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下（2）において「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」という。）を受けた状況（身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、元配偶者又は元特定関係者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該元配偶者又は元特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）。

イ アのほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情。

なお、「アのほか」としている趣旨は、（1）イと同じである。

ウ 支援センターの職員又は警察職員に対し、ア及びイの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

エ ウにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

（ア）当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

（イ）相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

（ウ）相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

（エ）相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

（3）保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

（1）又は（2）の申立書に（1）カ又は（2）エの事項の記載がない場合には、申立書には、（1）アからエまで又は（2）ア及びイの事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人の宣誓認証を受けたものを添付しなければならない（法第12条第3項、第28条の2）。なお、手続デジタル化法により、電子情報処理組織による保護命令の申立てが可能とされたことに併せて、申立人の供述を記録した電磁的記録で公証人の宣誓認証を受けたものを添付することによることを可能とする法改正も行われ、同法の公布の日から5年以内に施行することとされている。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自

己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の嘱託をすることになる（公証人法第1条第2号、第28条、第60条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ5）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（公証人法第8条）。

（4）保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である（民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第3条、別表第1の16の項）。手数料は、申立書に収入印紙を貼って納めなければならない（同法第8条。手続デジタル化法の施行後は、郵便費用の予納の制度の廃止に伴い、手数料は、郵便費用に相当する額を含めて2,200円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合は、1,700円）。手続デジタル化法の施行後の民事訴訟費用等に関する法律第3条、別表第1の42の項）。

また、（3）の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、公証人手数料令（平成5年政令第224号）の定めるところによる。

第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第13条、第28条の2）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、その期日を経ることなく、保護命令を発令することができる（法第14条第1項、第28条の2）。したがって、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができる。

第5 保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定（口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定）により裁判することとされ（法第15条第1項、第28条の2）、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない（法第10条第1項、第28条の2）。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって生じる（法第15条第2項、第28条の2）。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、そもそも保護命令は執行力を有しないものとされているため（法第15条第5項、第28条の2）、民事上の強制執行の対象とはなら

ないが、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる（法第29条）。

第6 保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から1週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第16条第1項、第21条、第28条の2、民事訴訟法第332条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所の所在地を管轄する高等裁判所）又は記録の存する原裁判所（保護命令を発令する裁判をした地方裁判所）は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる（法第16条第3項、第28条の2）。

なお、被害者への接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、被害者への接近禁止命令を前提とする被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、これらの命令の効力の停止をも命じなければならない（法第16条第4項、第28条の2）。

第7 保護命令の取消し

1 抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めたときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、被害者への接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第16条第6項、第28条の2）。

2 当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない（法第17条第1項、第28条の2）。

- ① 保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合（法第17条第1項前段、第28条の2）。
- ② 退去等命令以外の保護命令にあっては、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して3月を経過した後に、退去等命令にあっては、退去等命令の効力が生じた日から起算して2週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者又は特定関係者が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合（法第17条第1項後段、第28条の2）。

また、当事者の申立てにより、被害者への接近禁止命令を取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、保護命令を発した裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第17条第2項、第

28条の2)。

3 子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令を受けた者の申立てによる取消し

子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令（以下3において「三項命令」という。）を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、法第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる（法第17条第3項、第28条の2）。

裁判所は、三項命令の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者（被害者）の意見を聴かなければならないこととされている（法第17条第4項、第28条の2）。

また、取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる（法第17条第5項、第28条の2）。

取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない（法第17条第6項、第28条の2）。

第8 保護命令の再度の申立ての手続

1 発令の要件

(1) 接近禁止命令等の再度の申立て

最初の接近禁止命令等の発令の要件と変わるところはないが、接近禁止命令等が既に発令されていることから、「重大な危害を受けるおそれ大きい」との要件は、被害者が受けた暴力の重大性・被害の状況、命令期間における加害者の態度、申立て時の被害者の心身の状況その他の事情を考慮することとなると解される。

このうち、「命令期間における加害者の態度」については、被害者に対する嫌がらせの有無などのほか、加害者プログラムの受講状況及び受講後の加害者の態度について考慮要素の一つとされることも考えられる。他方、加害者プログラムへの参加が必ずしも加害者の脱暴力を保証するものではないことから、単に加害者プログラムを受講したことのみや受講中に問題がないことをもって「重大な危害を受けるおそれ」がないとはいえないことに留意しなければならない。なお、加害者プログラムを受講した証明書等の取扱いについて、「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和5年5月内閣府男女共同参画局）では、プログラム参加前の面談等で、加害者に対して受講証明書を発行しない旨、あらかじめ説明しておくことが考えられるとしており、また、書面による何らかの証明書を発行する場合には、加害者が出席した期間や回数など、客観的な事実のみを記載することに加えて、受講したことをもって暴力を振るわなくなったことを証明するものではないことを明記するなど、誤解が生じないようにしなければならないとしている。

(2) 退去等命令

ア 退去等命令が発令された後に当該退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときの発令は、配偶者又は特定関係者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本

拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該特定関係者であった者)と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限る(法第18条第1項本文、第28条の2)。

このうち、「被害者の責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないこと」の例としては、①疾病又は負傷のため転居することが困難なとき、②子の修学に著しい支障を生じるとき、③親族の介護に著しい支障を生じるときが考えられる。

①「疾病又は負傷のため転居することが困難なとき」とは、通院など治療のために居所を変えることが困難である状態にある被害者の生命等の保護の観点からの事情であり、単に主観的に治療が必要とするだけでは足りず、医師の診断書等により客観的に主張・立証する必要がある。

②「子の修学に著しい支障を生じるとき」とは、子の修学の継続の観点からそもそも被害者に転居先を探すことを期待することが社会通念上困難である事情であり、「著しい支障」は、一般的な転居に伴う生活上の支障では足りず、配偶者からの暴力の状況と相まって、子が障害児である場合や卒業を控えた場合で学習環境の変化が子の修学に著しい支障を与える場合が想定される。

③「親族の介護に著しい支障を生じるとき」は、子の修学と同様、そもそも被害者に転居先を探すことを期待することが社会通念上困難であると考えられるものである。「著しい支障」は、一般的に伴う生活上の支障では足りず、配偶者からの暴力の状況と相まって、当該親族が介護を必要とする状況から転居することにより生活環境の変化が親族の介護に著しい支障を与える場合が想定される。

イ ただし、上記アの要件を満たす場合であっても、再度の退去等命令を発することにより相手方である配偶者又は特定関係者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、裁判所は、退去等命令を発しないことができる(法第18条第1項ただし書、第28条の2)。

なお、法第18条第1項ただし書の要件については、相手方である配偶者又は特定関係者において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要があると解されている。

2 再度の申立ての方法等

退去等命令以外の保護命令の再度の申立ての方法については、最初の保護命令の申立ての手續と変わるところはないが、退去等命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

(1) 申立書の記載事項等(法第18条第2項、第12条第1項、第28条の2)

ア 配偶者又は特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ 配偶者若しくは特定関係者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、特定関係者からの身体に対する暴力を受けた

後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該特定関係者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力) 又は配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者若しくは特定関係者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合)にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、特定関係者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該特定関係者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力)により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる再度の申立ての時における事情。

ウ 配偶者又は特定関係者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合)にあっては、当該配偶者であった者、特定関係者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該特定関係者であった者)と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去等命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情。

エ 支援センターの職員又は警察職員に対し、ア及びイの事項並びにウの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

(ア) 当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

(イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

(ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

(エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

(2) 申立てに当たって提出すべき資料

(1)の申立書に(1)オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)ア及びイの事項並びにウの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない(法第18条第2項、第12条第2項、第28条の2)。

(3) 保護命令の再度の申立ての手数料等

保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

第9 保護命令手続のデジタル化

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)の施行の日(同法の公布の日(令和4年5月25日)から4年以内に施行することとされている。)以降は、期日の呼出し、公示送達の方法、電子情報処理組織による申立て等の保護命令事件の手続について、同法による改正前の民事訴訟法の規定に準じた手続に関する規定が適用される(法第14条の2から第14条の4まで、第21条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)附則第3条)。

映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等（民事訴訟法第 87 条の 2（民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号）により新設））及びビデオ通話の方法による参考人等の審尋（民事訴訟法第 187 条第 3 項及び第 4 項（民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号）により新設））は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から適用される（法第 21 条）。

また、手続デジタル化法により、同法の施行後は保護命令手続において情報通信技術の活用が図られることになっている。